

(以下は、全議員賛成のもと原案のとおり可決・承認・同意した議案)

議案名	議案の概要
【第1回臨時会】 専決処分の報告、承認を求めることについて (五條市税条例等の一部改正)	地方税法等の改正に伴い、令和2年度の市税の課税に急を要したため。(令和2年4月1日から施行。ただし、一部の施行日は異なる。)
【第1回臨時会】 専決処分の報告、承認を求めることについて (五條市国民健康保険条例の一部改正)	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金の支給に係る規定の整備に急を要したため。(公布の日から施行)
【第1回臨時会】 専決処分の報告、承認を求めることについて (五條市国民健康保険税条例の一部改正)	地方税法等の改正に伴い、令和2年度の国民健康保険税の課税に急を要したため。(令和2年4月1日から施行。ただし、一部の施行日は異なる。)
【第1回臨時会】 専決処分の報告、承認を求めることについて (五條市介護保険条例の一部改正)	介護保険法施行令の改正に伴い、令和2年度の介護保険料の賦課に急を要したため。(令和2年4月1日から施行)
【第1回臨時会】 専決処分の報告、承認を求めることについて (五條市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)	奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、傷病手当金に係る規定の整備に急を要したため。(公布の日から施行)
【第1回臨時会】 専決処分の報告、承認を求めることについて (五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、損害補償の額等の改定に急を要したため。 (令和2年4月1日から施行)
【第1回臨時会】 専決処分の報告、承認を求めることについて (令和元年度五條市一般会計補正予算(第8号))	令和2年3月31日付け退職者への退職手当の増額及び学童保育所施設整備事業に係る繰越明許費追加の予算措置に特に緊急を要したため。
【第1回臨時会】 専決処分の報告、承認を求めることについて (令和2年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第1号))	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金に係る歳入歳出予算の補正に特に緊急を要したため。
【第1回臨時会】 工事請負契約の締結について	野原中学校適正化改修工事 契約金額 税込 455,950,000円

議案名	議案の概要
【第2回臨時会】 令和2年度五條市一般会計補正予算(第1号) 議定について	補正予算額 3,048,615千円 (特別定額給付金事業費、子育て世帯への臨時特別給付金事業費)
【第3回臨時会】 令和2年度五條市一般会計補正予算(第2号) 議定について	補正予算額 134,257千円 (児童福祉総務費、児童福祉施設費、水道事業繰出金、商工振興費、幼稚園費、学校給食センター費)
五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	一般不妊治療・不育治療費の助成に関する事務について新たに市町村間の情報連携を行うため。(令和2年7月1日から施行)
特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	新型コロナウイルスの感染拡大による、外出自粛や休業要請等による市内状況を踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当の抑制を図るため。(公布の日から施行し、令和2年6月1日から適用)
五條市税条例等の一部改正について	地方税法等の一部改正に伴う新型コロナウイルス感染症対策に係る規定の整備を行うため。(公布の日から施行。ただし、一部の施行日は異なる。)
五條市手数料徴収条例の一部改正について	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の利用に関する法律等の一部を改正する法律による住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備等を行うため。(公布の日から施行)
五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため。(公布の日から施行)
五條市介護保険条例の一部改正について	新型コロナウイルス感染症対策に係る介護保険料の減免規定の整備を行うため。(公布の日から施行)

議案名	議案の概要
令和2年度五條市一般会計補正予算(第3号)議定について	補正予算額 72,499千円 (企画費、大塔支所費、戸籍住民基本台帳費、道路維持費、教育振興費)
工事請負契約の締結について	(仮称)五條A認定こども園建設工事 契約金額 税込 832,700,000円
五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	新型コロナウイルスの感染拡大による、外出自粛や休業要請等による市内状況を踏まえ、議長、副議長及び議員の期末手当の抑制を図るため。(公布の日から施行し、令和2年6月1日から適用)
<報告案件> 令和元年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について 令和元年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について 令和元年度五條市一般会計繰越明許費計算書の報告について 令和元年度五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について 令和元年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	

調査特別委員会が設置されました

6月定例会において、地方自治法第100条の調査権を委任した総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会が設置されました。

100条調査権とは・・・

関係人から記録等の提出や証人としての出頭及び証言を求めることができ、正当な理由なく拒むことはできません。これらの拒否には罰則が定められており、虚偽の陳述等が認められた場合、告発の対象とされるなど、強い権限が与えられています。

今後、調査特別委員会では

- (1) 総合体育館における事務及び事業の執行に関する事項
- (2) 公園緑地課の事務・事業に関する事項
- (3) 危機管理課、児童福祉課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課の平成28年度から令和元年度までの入札及び随意契約の締結並びに事務・事業に関する事項

を調査していきます。

なお、設置にあたっての決議文は16ページに掲載しておりますので、そちらもご参照ください。

地方自治法第100条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議

- 1 本会議に、委員6人からなる総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会を設置するものとする。
- 2 本特別委員会は、地方自治法第100条第1項の規定により、次の事項について調査するものとする。
 - (1) 総合体育館における事務及び事業の執行に関する事項
 - (2) 公園緑地課の事務・事業に関する事項
 - (3) 危機管理課、児童福祉課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課の平成28年度から令和元年度までの入札及び随意契約の締結並びに事務・事業に関する事項
- 3 本会議は、2に掲げる事項の調査を行うため必要があるときは、地方自治法第100条第1項の規定により選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求する権限を本特別委員会に委任する。
- 4 本会議は、2に掲げる事項の調査を行うため必要があるときは、地方自治法第98条第1項の規定により、2に掲げる事項に関する書類及び計算書を検閲し、市長その他の執行機関の報告を請求して事務の管理、議決の執行及び出納を検査する権限を本特別委員会に委任する。
- 5 本特別委員会は、2に掲げる事項の調査が終了するまで、閉会中もなお、継続して調査することができる。
- 6 本特別委員会に要する経費は、令和2年度において200万円以内とする。

以上、五條市議会は地方自治法第100条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置することを決議する。

令和2年6月18日

五 條 市 議 会

編 集 後 記

真夏の暑さが連日続きますが、皆様方におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

新型コロナウイルス感染症予防のため、まだまだ気を引き締めていかなければならない時期であると思います。一人ひとりが感染の予防を行い、ご自身や周りの方、地域全体で予防に取り組むことが大切です。

感染症や熱中症などにも気をつけるとともに、大雨などによる自然災害にもご注意いただき、健やかに過ごしてください。

議会広報編集委員会

委員長	伊谷 賢司
副委員長	岩本 孝
委員	藤富美恵子
〃	山口 耕司
〃	平岡 清司
〃	吉田 雅範
〃(議長)	養田 全康
〃(副議長)	